

○美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(平成 17 年 6 月 29 日規則第 24 号)

改正 平成 18 年 3 月 30 日規則第 13 号 平成 19 年 3 月 27 日規則第 7 号
平成 25 年 3 月 26 日規則第 11 号 平成 26 年 3 月 20 日規則第 6 号
平成 31 年 4 月 1 日規則第 20 号 令和 2 年 4 月 1 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長は、条例第 2 条に規定する指定管理者の公募においては、広報紙への掲載、インターネットの利用その他広く市民が周知することのできる方法によって行うものとする。

(申請)

第 3 条 条例第 3 条の申請書は、美唄市公の施設指定管理者指定申請書(別記様式)により行うものとする。

(選定委員会の設置)

第 4 条 指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、美唄市公の施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第 5 条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長、市民部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長及び、教育部長
- (4) 市長が外部の学識経験者等から委嘱する者(以下「外部委員」という。)

(任期)

第 5 条の 2 外部委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、関係職員を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会が審議した結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財政課において行う。

(指定管理者の指定に係る通知及び公表)

第10条 条例第6条第1項の規定による指定を行ったときは、速やかに、その結果を申請者に通知するものとする。

2 条例第6条第2項の規定による公表は、広報紙への掲載、インターネットの利用等により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(人事異動通知書の省略)

2 平成18年3月31日において、次の表の左欄に掲げる職に任命されていた者であって、別に人事異動通知書を発せられないものは、引き続き右欄の職に任命されたものとする。

介護員 支援員

3 平成18年3月31日において、次の表の左欄に掲げる組織に勤務する者であって別に辞令を発せられない者はそれぞれ引き続き当該右欄の組織に勤務を命ぜられたものとする。

保健福祉部福祉課	保健福祉部地域福祉課
保健福祉部児童家庭課	保健福祉部こども未来課
保健福祉部高齢者介護福祉課	保健福祉部高齢福祉課
経済部商工労働課	商工交流部商工労働課
経済部産業振興課	商工交流部産業振興課

経済部交流推進室交流推進課	商工交流部交流推進課
経済部農政課	農政部農政課
経済部農林整備課	農政部農林整備課
建設部都市計画課	都市整備部都市計画課
建設部区画整理課	都市整備部区画整理課
建設部建築住宅課	都市整備部建築住宅課
水道部下水道課	都市整備部下水道課

附 則(平成 19 年 3 月 27 日規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日規則第 11 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日規則第 6 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日規則第 20 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第 3 条関係)

美唄市公の施設指定管理者申請書

[別紙参照]